

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

フリガナ

申出者氏名 :

○「特定路線価設定申出書」を提出される場合には、次の事項のチェックをお願いします。

1 特定路線価の設定を必要とする年分の路線価は公開されていますか。

□はい

いいえ

当該年分の路線価の公開後に提出してください。

2 特定路線価の設定を必要とする理由は、相続税又は贈与税の申告のためですか。

□はい

いいえ

相続税又は贈与税の申告以外の目的のためには、特定路線価の設定は行いません。

3 評価する土地等は、「路線価方式」により評価する地域（路線価地域）内にありますか。

※ 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）で確認できます。

□はい

いいえ

「倍率方式」により評価する地域内にある土地等は、固定資産税評価額に所定の倍率を乗じて評価するため、特定路線価の設定は行いません。

4 評価する土地等は、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等ですか。

□はい

いいえ

原則として、既存の路線価を基に画地調整等を行って評価しますので、特定路線価の設定は行いません。

5 特定路線価を設定したい道路は、評価する土地の利用者以外の人も利用する道路ですか。

□はい

いいえ

※ 評価方法など不明な点につきましては、相続税又は贈与税の納税地を管轄する税務署（資産課税担当部門）にご相談ください。

面接による相談を希望される場合は、あらかじめ電話等により相談日時を予約した上で、評価する土地及び特定路線価を設定したい道路の状況が分かる資料等をご用意ください。

※ 相談の結果、「特定路線価設定申出書」を提出していただく場合があります。

□はい

いいえ

◇ 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定します。なお、「建築基準法上の道路等」とは、次のとおりで、県又は市町村の部署（建築指導課等）で確認できます。
① 「建築基準法第42条第1項各号又は第2項」に規定する道路
② 「建築基準法第43条第2項第1号又は第2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」に規定する建築物の敷地に面する道路

以下のいずれかの税務署に「特定路線価設定申出書」を提出してください。

- ・特定路線価の評定を担当する税務署（裏面参照）
- ・納税地を管轄する税務署（納税地とは、相続税の場合は被相続人の住所地、贈与税の場合は受贈者の住所地となります。）
- ・評価する土地等の所在地を管轄する税務署

※ 「特定路線価設定申出書」の提出時には、このチェックシートも併せて提出してください。

※ このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価の評定を担当する税務署の評価専門官（裏面参照）にご相談ください。

※ 特定路線価の設定申出に対する回答には、おおむね1か月程度の期間を要します。

※ 「特定路線価設定申出書」を提出された場合でも、既存の路線価を基に評価することが合理的な場合は、特定路線価の設定は行いませんので、ご留意願います。

特定路線価の評定を担当する税務署一覧

下表の「対象地域」欄の地域に存する土地等に係る特定路線価の設定は、「評定担当署」欄の税務署が行います。

評定担当署	対象地域
〒860-8624 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟 熊本西税務署 評価専門官 電話 096-355-1181（代表）	熊本県全域
〒870-8616 大分県大分市中島西1丁目1番32号 大分税務署 評価専門官 電話 097-532-4171（代表）	大分県全域
〒880-8666 宮崎県宮崎市広島1丁目10番1号 宮崎税務署 評価専門官 電話 0985-29-2151（代表）	宮崎県全域
〒890-8691 鹿児島県鹿児島市荒田1丁目24番4号 鹿児島税務署 評価専門官 電話 099-255-8111（代表）	鹿児島県全域

※ 各税務署へ、お電話によるお問い合わせをされる場合は、自動音声によりご案内しますので、ガイダンスに従い、「2」を選択してください。